

## 知的財産権でわからないことがあったら

### ～無料相談について～

朝陽特許事務所  
所長 砂川恵一

「知的財産権」という言葉、私たち弁理士にとっては日常ですが、皆さんにとって必ずしも一般的ではないと思います。

私たちが主に扱うのは、「特許」、「実用新案」、「意匠」、「商標」で、それらの関連で「不正競争防止法」や「著作権」についても、ご相談に応じています。

しかし、いきなり弁理士事務所に相談に行くのも敷居が高い、という方には、「無料相談」制度があります。

いくつか種類がありますが、今回は私がかかわっている「日本弁理士会」と、「知財総合支援窓口」の二つについて、簡単に説明しましょう。

#### 1. [日本弁理士会](#)

日本弁理士会は、全国組織です。

各地域の団体が連合している形ではありません。

ただし、地域に密着したサービスをバックアップするために、現在全国を九つの支部に分けて運営しています（本年4月から、名称が変わる予定です）。

私は、所属する関東支部で「相談室運営委員会」に属し、また、実際に相談員にも登録しています。

関東支部では、登録歴3年を超える弁理士がご相談を受けています。

場所は霞が関ビルのすぐそばの弁理士会館で、時間は30分、出願手続きや権利の性質など、また、あまり詳細まで踏み込むことはできませんが、個別の案件について、アドバイスできる場合もあります。来場者優先ですが、相談員が空いていれば、お電話もお受けしています。

ご相談は、午前10時～12時と、午後2時～4時です。

関東支部では、[Webからのご予約](#)も受け付けています。

関東以外にお住まいの方は[こちらをクリック](#)してご覧ください。

なお、簡単な問題でしたら、ご予約前に[「よくあるご質問」](#)をご覧ください。

#### 2. [知財総合支援窓口](#)

知財総合支援窓口は、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）の事業で、こちらも全国で展開されています。

知的財産権に関する業務経験豊富な企業OB等の窓口支援担当者が、ヒアリングを通じて経営及び知的財産の課題を把握し、必要に応じて、弁理士などの専門家のアドバイスを受けていただくことができます。

私も今年度は、専門家として登録され、月に1回ご相談を受けています。

東京会場は虎ノ門と神谷町の間にある[発明会館](#)です。

全国のお問い合わせ先は[こちらをクリック](#)してください。

こちらにも [「よくあるご相談」](#) がありますので、ご相談前に読んでみてください。

どちらも限られた時間の中での無料相談ですから、基本的なことが中心となりますが、知的財産権に初めて触れる方には、十分にお役に立てると思います。

以上